

個人情報関連開示等請求手続

株式会社エヌタス

当社では、氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・メールアドレスその他個人を識別できる情報を個人情報として、個人情報の本人又はその法定代理人からの開示等の請求に対して、必要な本人確認手続等を行った上で、合理的な期間、法令等に定められた範囲内で対応します。

なお、利用の停止又は消去に伴い、サービスの提供ができなくなることがあります。

また、関係法令に基づき保有する個人情報については、利用の停止又は消去の請求に応じられない場合があります。

開示等のご請求により取得した個人情報は、開示等の手続に必要な範囲内でのみ利用し、提出いただいた書類は適正に廃棄します。

1. 開示等の内容

- (1) 利用目的の通知（有料）
- (2) 開示（有料）
- (3) 内容の訂正、追加又は削除
- (4) 利用の停止又は消去
- (5) 第三者への提供の停止

2. 開示等の請求手続

開示等を請求される場合は、当社所定の開示等請求書に必要事項を記入し、本人確認書類及び手数料を同封の上、当社窓口まで郵送によりお申し込みください。

(注) 開示等請求書の記載内容や必要な添付書類に不備があった場合は、その旨をご連絡申し上げ、再請求をご案内しますが、2週間を経過しても再請求がない場合は、開示等のご請求がなかったものとして取り扱い、手数料も返却しません。

(1) 開示等請求書

開示等請求書を郵送又はFAXで取り寄せる場合は、氏名・住所又はFAX番号を当社窓口までご連絡ください。

(2) 本人確認書類

マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート等（生年月日の表示があるものに限り）の写し1点を同封してください。

(注) 請求者が本人以外の場合は、本人と代理人それぞれの本人確認書類に加え、次の

(2019.12)

書類も必要です。

- ・本人が開示等請求を行うことを委任した代理人の場合
委任状など、代理権を確認できる書類
- ・法定代理人の場合（本人が未成年者又は成年被後見人の場合に限りです。）
戸籍謄本又は成年後見登記事項証明書など、法定代理権を確認できる書類

(3) 手数料

利用目的の通知及び開示の請求については、本人限定受取郵便により結果を送付しますので、1請求につき612円分の郵便切手を同封してください。

(注) 手数料が過剰であった場合も、差額は返却しません。手数料が不足していた場合及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨をご案内しますが、2週間を経過してもお支払いがない場合は、開示等を行わず、手数料は返却しません。

(4) 開示等のご請求の宛先

〒850-8501 長崎市新地町3番17号 電話番号(095)895-7556
株式会社エヌタス お客様お問合せ窓口

3. 開示等のご請求の結果の通知方法

開示等請求書に記載された請求者宛てに、書面で本人限定受取郵便により通知します。また、開示等を行わない場合は、その理由を付記して本人限定受取郵便により通知します。

なお、通知までに日数を要することがありますので、ご了承ください。

4. 開示等を行わない場合

次のいずれかに該当する場合は開示等を行いません。また、手数料は返却しません。

(1) 利用目的の通知

- ・利用目的が明らかな場合。
- ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ・会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
- ・国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・請求に係る保有個人情報が存在しない場合。
- ・請求者が所定の手数料を支払わない場合。

(2) 開示

(2019.12)

- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ・ 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ・ 他の法令等に違反することとなる場合。
- ・ 他の法令等の規定により特別の手続が定められている場合。
- ・ 請求に係る保有個人情報が存在しない場合。
- ・ 請求者が所定の手数料を支払わない場合。

(3) 訂正、追加又は削除

- ・ 保有個人情報の内容が事実であった場合。
- ・ 他の法令等の規定により特別の手続が定められている場合。
- ・ 利用目的から見て訂正等が必要でない場合。

(4) 利用の停止又は消去

- ・ あらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱っている場合（違反を是正するために必要な限度を超える場合を含みます。）。
- ・ 適正な方法で取得している場合（違反を是正するために必要な限度を超える場合を含みます。）。
- ・ 多額の費用を要する等、利用の停止又は消去、提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとる場合。

(5) 第三者提供の停止

- ・ あらかじめ本人の同意を得て提供している場合。
- ・ 法令等に基づく場合。
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・ 多額の費用を要する等、利用の停止又は消去、提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとる場合。

(2019.12)